

第1条 この規則は、鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(昭和44年条例第13号。以下「条例」という。)の規定に基づき、鯖江・丹生消防組合職員(以下「職員」という。)に対して支給する扶養手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 条例第10条第1項による届出は、扶養親族(異動)認定申請書(別記様式)によりしなければならない。

第3条 管理者が前条の届出を受けたときは、次の各号に掲げる条件をみたす者をもって扶養親族とする。

- (1) その者につき民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けていないこと。
- (2) その者の勤労所得、資産所得、事業所得の合計額が年額1,300,000円以下であること。
- (3) 重度心身障害者の場合は前2号によるほか終身労務に服することができない程度であること。

2 管理者は、前項の事実を確かめるため必要と認めるときは職員に対し扶養の事実等を証明するに足りる証拠書類の提出を求めることができる。

第4条 2人以上の者が同一の扶養親族を扶養する場合(職員でない者が扶養する場合を含む。)の扶養手当の受給者の順序は、民法第878条に定める扶養義務者の順序によりなお同順位者がある場合には、その扶養親族と同居する者を先順位としその扶養親族と別居する者を後順位とし更に同順位者がある場合にはそれらの者の資力その他一切の事情を考慮して管理者が定める。

2 前項の受給者の順序は、当事者間の協議によつて定めた場合にはその当事者の連署をもつて、家庭裁判所の定めるところによつた場合には家庭裁判所の証明書を添えて扶養親族認定の申請に当りこれ(同順位なるときはその旨)を届け出なければならない。

第5条 扶養手当の額は、前2条の規定により扶養親族と定められた者について、条例第9条第3項および第4項の規定により算出した額とする。

第6条 職員が地方公務員法第29条第1項の規定により減給の処分を受けた場合にも扶養手当は減額しないものとする。

第7条 虚偽の申請または申請の遅延によつて不当に扶養手当の支給を受けたときは、既に支給を受けた不当の手当はこれを返還させることとし、なお爾後の扶養手当はこれを支給しないことがある。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年11月1日から適用する。

附 則(昭和45年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年1月1日から適用する。

附 則(昭和46年規則第4号)

この規則は、昭和46年1月1日から施行する。

附 則(昭和46年規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年10月1日から適用する。

附 則(昭和47年規則第1号)

この規則は、昭和47年1月1日から施行する。

附 則(昭和48年規則第1号)抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年規則第1号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の通勤手当支給に関する規則の規定は、昭和48年4月1日から適用する。

附 則(昭和49年規則第3号)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。ただし改正後の鯖江・丹生消防組合職員の支給に関する規則第13条第2項、第3項および第4項の規定(以下「宿日直手当」という。)は、同年9月1日から、改正後の鯖江・丹生消防組合職員扶養手当支給規則第3条第1項第2号の規定は、昭和50年1月1日から適用する。

2 改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与の支給に関する規則、鯖江・丹生消防組合職員扶養手当支給規則および鯖江・丹生消防組合職員の通勤手当支給に関する規則の規定に基づいて、昭和49年4月1日(宿日直手当については同年9月1日)からこの規則の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、この規則の規定による給与の内払いとみなす。

附 則(昭和50年規則第1号)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。ただし、改正後の鯖江・丹生消防組合職員扶養手当支給規則第3条第1項第2号の規定は、昭和51年1月1日から適用する。

2 改正前の鯖江・丹生消防組合職員扶養手当支給規則、鯖江・丹生消防組合職員の通勤手当支給に関する規則および鯖江・丹生消防組合職員の住居手当の支給に関する規則の規定に基づいて昭和50年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、この規則の規定による給与の内払いとみなす。

附 則(昭和51年規則第3号)抄

様式

課長	司令・参事・課長補佐	課員	受理年月日	年 月 日受理
			認定および決定年月日	年 月 日から支給まで

扶 養 親 族 (異 動) 認 定 申 請 書

鯖江・丹生消防組合 管 理 者 殿	所 属			提出年月日	年 月 日
	所属部課長認印	申請者職名	申請者氏名	印	住 所

職員の給与に関する条例第10条第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。〔1号・2号・3号・4号適用〕

扶養親族の氏名	続柄	生 年 月 日	同居 別居	の別	職業	年 収 額	異動年月日	届出の事由	備 考	奉 支 給 額

〔配偶者〕 ☐有 ☐無 年 月 日 職員コード

〔申立事項〕	カ 1	(20) 扶養手当	(27) 共 済 組 合
		母・配・一・二・三・内・他	区分 共済番号 先月扶入
	3		

(注意事項)

- 1 年収欄には勤労所得のほか、資産所得、事業所得があればこれらの種類ごとにその金額を記入する。なお、最近の平均月収を()で記入すること。
- 2 異動年月日欄には、新たに職員となつた者に扶養親族たる要件を具備する者がある場合にはその職員となつた日を記入し、職員に扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合または扶養親族たる要件に欠くに至つた者がある場合にそれぞれの事実の生じた日を記入する。
- 3 配偶者欄には、次に掲げる場合に記入。(ウ)の場合にはその事実の生じた年月日を併せて記入する。
 - (ア) 新たに職員となつた者に配偶者以外の扶養親族があり、かつ、配偶者がある場合
 - (イ) 職員が配偶者以外の扶養親族を有するに至つたときに配偶者のない場合
 - (ウ) 職員に条例第10条第1項第3号または第4号に掲げる事実が生じた場合
- 4 申請者は認定に必要と思われる事項がある場合は、関係証明書類を添付すること。
- 5 認定後申請書記載事項と反する事実および故意に記載しなかつたとみられる事実を発見したときは、すでに支給した扶養手当の返納を命じ、かつ、以後の手当を支給しないことがある。